## 食品営業許可更新手続きのお知らせ

食品衛生法の規定に基づき、中和保健所より営業許可を受けている方へ

営業を継続するには営業許可の更新手続きが必要です。下記の内容にご注意いただき 手続きをお願いします。

記

- 1 有効期限までに更新手続きが必要です。手続き後に施設の更新時立入検査がありますので、期日に余裕を持って手続きを行って下さい。
- 2 更新手続きは、許可証に記載された有効期限の2ヶ月前からの手続きが可能です。
- 3 なお、下記の日程で更新受付を行いますので手続きを行って下さい。 期日中に都合が悪く手続きできない方は、別日に受付をすることができます。 別日を希望される方は、中和保健所衛生課までご連絡下さい。
- 4 更新手続きには次のものをご用意ください。
  - ① 現在の営業許可証
  - ② 更新手続き手数料(業種により手数料が異なりますので「食品営業関係手数料一覧」でご確認ください)
  - ③ 食品衛生責任者の資格を証する書類
- ※廃業されている場合は、許可証を持参し、廃業届を提出してください。
- ※営業者・食品衛生責任者・施設などに変更がある場合は、新たな申請または届出が 必要です。

施設の	許可証の	左記の「所在地」及び「有効期限」の方に対する
所在地	有効期限	更新受付日時及び場所
香芝市	Н37.11.30	令和7年10月27日(月)~10月31日(金)〈土日祝を除く〉
	(R7.11.30)	9 時~12 時 13 時~16 時 中和保健所衛生課

奈良県中和保健所 衛生課 〒634-8507 橿原市常盤町 605-5

 $\mathtt{TEL} : 0744\text{--}48\text{--}3032$